

別表第5 家庭の保育事業（保育認定）

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	基本分単価 ④	処遇改善等加算Ⅰ ⑤	資格保有者加算 ⑥		家庭の保育補助者加算 ⑦		家庭の保育支援加算 ⑧	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算 ⑨	
					処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅰ	利用子どもが4人以上の場合 28,310	利用子どもが3人以下の場合 24,130		利用子どもが4人以上の場合 28,310	利用子どもが3人以下の場合 24,130
20/100地域	3号	保育標準時間認定	176,250	1,670 × 加算率	5,670	50 × 加算率	28,310	280 × 加算率	53,650	35,390	350 × 加算率
		保育短時間認定									
16/100地域	3号	保育標準時間認定	172,890	1,640 × 加算率	5,480	50 × 加算率	28,310	280 × 加算率	52,230	35,390	350 × 加算率
		保育短時間認定									
15/100地域	3号	保育標準時間認定	172,050	1,630 × 加算率	5,430	50 × 加算率	28,310	280 × 加算率	51,870	35,390	350 × 加算率
		保育短時間認定									
12/100地域	3号	保育標準時間認定	169,530	1,600 × 加算率	5,290	50 × 加算率	28,310	280 × 加算率	50,810	35,390	350 × 加算率
		保育短時間認定									
10/100地域	3号	保育標準時間認定	167,850	1,590 × 加算率	5,190	50 × 加算率	28,310	280 × 加算率	50,100	35,390	350 × 加算率
		保育短時間認定									
6/100地域	3号	保育標準時間認定	164,480	1,550 × 加算率	5,000	50 × 加算率	28,310	280 × 加算率	48,680	35,390	350 × 加算率
		保育短時間認定									
3/100地域	3号	保育標準時間認定	161,960	1,530 × 加算率	4,860	40 × 加算率	28,310	280 × 加算率	47,610	35,390	350 × 加算率
		保育短時間認定									
その他地域	3号	保育標準時間認定	159,440	1,500 × 加算率	4,720	40 × 加算率	28,310	280 × 加算率	46,540	35,390	350 × 加算率
		保育短時間認定									

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	減価償却費加算		賃借料加算			連携施設を設定しない場合 ⑫	食事の搬入について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑬	土曜日に閉所する場合 ⑭												
			加算額		加算額					月に1日土曜日を閉所する場合	月に2日土曜日を閉所する場合	月に3日以上土曜日を閉所する場合	全ての土曜日を閉所する場合									
			標準	都市部	標準	都市部																
			⑩		⑪					⑭												
20/100地域	3号	保育標準時間認定	+	8,400	9,200	+	A地域	46,400	51,600	-	6,170	-	(④+⑤+⑧)	-	1,280	2,560	3,830	5,110				
		× 18/100					(④+⑤+⑧)	1,050	2,090				3,140						4,190			
保育短時間認定																						
16/100地域	3号	保育標準時間認定	+	8,400	9,200	+	A地域	46,400	51,600	-	6,170	-	(④+⑤+⑧)	-	1,280	2,560	3,830	5,110				
		× 18/100					(④+⑤+⑧)	1,050	2,090				3,140						4,190			
保育短時間認定																						
15/100地域	3号	保育標準時間認定	+	8,400	9,200	+	A地域	46,400	51,600	-	6,170	-	(④+⑤+⑧)	-	1,280	2,560	3,830	5,110				
		× 18/100					(④+⑤+⑧)	1,050	2,090				3,140						4,190			
保育短時間認定																						
12/100地域	3号	保育標準時間認定	+	8,400	9,200	+	A地域	46,400	51,600	-	6,170	-	(④+⑤+⑧)	-	1,280	2,560	3,830	5,110				
		× 19/100					(④+⑤+⑧)	1,050	2,090				3,140						4,190			
保育短時間認定																						
10/100地域	3号	保育標準時間認定	+	8,400	9,200	+	A地域	46,400	51,600	-	6,170	-	(④+⑤+⑧)	-	1,280	2,560	3,830	5,110				
		× 19/100					(④+⑤+⑧)	1,050	2,090				3,140						4,190			
保育短時間認定																						
6/100地域	3号	保育標準時間認定	+	8,400	9,200	+	A地域	46,400	51,600	-	6,170	-	(④+⑤+⑧)	-	1,280	2,560	3,830	5,110				
		× 19/100					(④+⑤+⑧)	1,050	2,090				3,140						4,190			
保育短時間認定																						
3/100地域	3号	保育標準時間認定	+	8,400	9,200	+	A地域	46,400	51,600	-	6,170	-	(④+⑤+⑧)	-	1,280	2,560	3,830	5,110				
		× 20/100					(④+⑤+⑧)	1,050	2,090				3,140						4,190			
保育短時間認定																						
その他地域	3号	保育標準時間認定	+	8,400	9,200	+	A地域	46,400	51,600	-	6,170	-	(④+⑤+⑧)	-	1,280	2,560	3,830	5,110				
		× 20/100					(④+⑤+⑧)	1,050	2,090				3,140						4,190			
保育短時間認定																						
							A地域	46,400	51,600				(④+⑤+⑧)		1,280	2,560	3,830	5,110				
							B地域	25,600	28,400				× 20/100									
							C地域	22,300	24,800				(④+⑤+⑧)		1,050	2,090	3,140	4,190				
							D地域	20,000	22,200				× 20/100									
							A地域	46,400	51,600				(④+⑤+⑧)		1,280	2,560	3,830	5,110				
							B地域	25,600	28,400				× 20/100									
							C地域	22,300	24,800				(④+⑤+⑧)		1,050	2,090	3,140	4,190				
							D地域	20,000	22,200				× 21/100		1,050	2,090	3,140	4,190				

加算部分2

処遇改善等加算Ⅱ	⑮	A：処遇改善加算Ⅱ－① 48,900 ÷ 各月初日の利用子ども数	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 A若しくはBのいずれかとする
		B：処遇改善加算Ⅱ－② 6,110 ÷ 各月初日の利用子ども数	
冷暖房費加算	⑯	1 級 地 1,800 4 級 地 1,240	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200 号）第1 条第1 号及び第2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
		2 級 地 1,590 その他地域 110	
		3 級 地 1,570	
除雪費加算	⑰	6,120	※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	⑱	154,880 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	⑲	160,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	⑳	A 基本額 処遇改善等加算Ⅰ (76,960 + 760 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設
		B 基本額 処遇改善等加算Ⅰ (50,000 + 500 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	
		C 基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数	
第三者評価受審加算	㉑	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合	㉒	別に定める額 × 年齢別平均利用児童延べ数 ÷ 3月初日の利用子ども数	※1 3月初日の利用子どもの単価から減算 ※2 年齢別平均利用児童延べ数については、別に定める

国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合に係る別に定める額 家庭的保育事業（保育認定）

地域区分	国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合
20/100 地域	1,110
16/100 地域	1,230
15/100 地域	950
12/100 地域	1,040
10/100 地域	1,030
6/100 地域	1,000
3/100 地域	870
その他 地域	940